# (仮称) ヨークタウン塩竈舟入の届出概要について (法第5条第1項 新設)

- 1 届 出 者 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫
- 2 届出年月日 令和4年3月7日
- 3 店舗の名称 (仮称) ヨークタウン塩竈舟入
- 4 店舗設置者 株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫
- 5 店舗所在地 塩竈市舟入一丁目121-1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ヨークベニマル	2, 035 m²	生鮮食品、衣料品、生活雑貨などの販売
未定	1, 215 m²	
未定	3 8 3 m²	
計	3, 633 m²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和4年11月8日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 173 台(指針による必要台数:173台)
- (2) 駐 輪 場 の 収 容 台 数 104 台(指針による参考台数:104台)
- (3) 荷さばき施設の面積 121.2 ㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 17.2 ㎡ (指針による必要容量:11.72㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午後11時まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前6時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
- (4) 荷 さ ば き 実 施 時 間 帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
  - ·公 告 年 月 日 令和4年4月6日
  - ・縦 覧 期 間 公告の日から令和4年8月8日まで (公告の日から4か月間)
  - ・地 元 説 明 会 ※新型コロナウイルスの影響により開催不能。

代替方法:新聞折込チラシ,計画地への掲示

- ・市町村等からの意見書提出期限 令和4年8月8日(公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和4年11月7日(届出の日から8か月以内)

### 住民説明会の実施状況

### ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催不能。

届出内容周知の	・新聞折り込みチラシ、計画地への掲示
代替方法	
問い合わせ等	・なし

## 塩竈市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

### 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
1 舟入地区の生活道路である市道への接	
続が予定されている出入口1の安全な出入導	
線の確保を求める。なお、届出の課題・問題は	
以下のとおり。	

#### (1) 交通予測結果について

出入口1が接続する市道と仙台塩釜線交差 点の交通量について、当該市道から業務スーパ 一へ直進する交通量が考慮されておらず, 不適 当である。

(2) 仙台方面への非現実的な誘導について 当該市道から仙台方面への退店誘導につい て、仙台塩釜線への右折は困難であることか ら,一本松橋を経由して,貞山大橋を回る1.8 kmの迂回をチラシ等で周知するとしているが、 現状,業務スーパーへの入店等,当該市道から 仙台塩釜線への進入においては, 直進や右折利 用されているため、どのように利用客を説得さ せるかの考慮がない。また、1.8㎞の迂回が妥 当と考えるのであれば、出入口2及び出入口3 でのみの出庫として、出入口1は入庫だけとす るべきである。

(1) 市道から業務スーパーへの交通量は 右折方向の交通量にカウントされています。 横断よりも右折方向の方が厳しいため不利側 の計算を行っています。

#### →県の意見は不要

(2) 仙台塩釜線が拡がる前は、右折による 出庫は可能と考えますが, 拡張後は交通量が増 加するだけでなく、2 車線を越えて右折する事 は困難と考え, 貞山大橋を廻る経路を誘導する 計画をチラシ等によるお願いとしております。 また,ご指摘の通り,出入口2,出入口3を 利用する方が距離も短く, 仙台塩釜線へ直接出 る事ができるため、有効な誘導となりますが、 出入口1から出て,交差点を通過することを 想定した退店経路で交通解析をすることで, 不利側の場合でも問題ないことを確認してお ります。 ※回答後,出入口1を入庫専用に変更。

→県の意見は不要

(3) 地元住民の生活道路の確保について 北側から仙台塩釜線を右折する車両につい て,店舗利用者の他に店舗を利用しない地元舟 入住民も含まれているが,当該地元住民が混雑 を回避できるような計画が検討されていない。 (3) 拡幅された県道から市道へ右折して入る場合,又、市道から県道へ右折して出る場合において、以前よりスムーズで安全な通行が出来なくなる可能性が大きくなると想定され、信号機が設置された場合の交差点解析を行い関係者と協議をしております。

信号機の設置については、警察の判断とそ の後の設置計画となる為、今回の届出書では 貞山大橋を廻る誘導計画となっています。

## →県の意見は不要

2 店舗が隣接する仙台塩釜線は4月までに、 片側2車線の車道と両側に広い歩道がある道路に拡幅整備されて利用可能となった。以前より交通量が多くなり、住宅地から市道を通り、仙台塩釜線を仙台方面へ右折できにくくなってきている。また、道路の向かい側からダイソーや業務スーパーへ行くためには、横断歩道が設置されていないため、安全に道路を横断できない状況であり、店舗が開店後は更なる交通量の増加が予想される。

以上のような状況から,信号機と横断歩道を 設置して,近隣住民の安全と安心が確保できる よう要望する。 2 大店立地法の協議の中で、その際は工事中だった拡幅予定の県道から市道へ右折して入る場合、また、市道から県道へ右折して出る場合において、スムーズで安全な通行が出来なくなる可能性が大きくなると想定され、信号機が設置された場合の交差点解析を行い関係者と協議もしておりました。

信号機の設置については、警察の判断とその 後の設置計画となる為、今回の届出書では信号 機が設置されない状態での誘導計画となって います。

→県の意見は不要

#### 交通対策等現地調査会の実施状況

#### ※店舗面積が3.000㎡を超えるため実施

開催日時	令和4年8月30日(火)午後1時30分から午後2時35分まで	
開催場所	(仮称)ヨークタウン塩竈舟入新設予定地	
調査会結果	地域交通政策課,仙台土木事務所,県警本部交通規制課,塩釜警察署,塩竈	
	市、設置者、商工金融課等を交えて現地を確認し、交通対策等について検討	
	を行った。現地調査会において、現状では出入口1からの出庫車両について、	
	付近の No.1 交差点で左折をする退店経路となっているが、誘導対策が不十分	
	であるため、出入口1を入口専用とすべきという指摘がなされた。	
	(後日設置者において,入口専用サイン及びポストコーン設置することによ	
	り、出入口1を入口専用とする対策を実施。)	

# 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届		出		者	株式会社ヨークベニマル	
届	出	年	月	日	令和4年3月7日	
店	舗	4	各	称	(仮称) ヨークタウン塩竈舟入	
所		在		地	塩竈市舟入一丁目121-1 外	
市	町木	すの	意	見	あり	なし
地力	或住」	民 等	の意	見	あり	なし
	県の意見案					
交	通	P	<b></b>	係	あり	なし
騒	音	ß	関	係	あり	なし
廃	棄	物	関	係	あり	なし
そ		の		他	_	
意		見案県の意見はなし				
					周辺道路の交通状況について把握し	, 問題が発生した場合には, 必要に応
	じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。また、「		を講じるよう配慮願います。また、騒			
附	帯	意	見	案	音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底するととも	
					に、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を	
					講じるよう配慮願います。	